

1 日 時

令和6年10月22日（火）午後1時～午後3時10分

2 場 所

オンライン（Zoom）

3 出席委員

福田部会長、城市部会長職務代理者、上菌委員、中田委員、柳川委員、渡邊委員
（勝部委員、本多委員は欠席）

4 審議事項

広島県重要文化財の指定について

文化財名 含暉院障壁画 附 納め箱（所有者 宗教法人佛通寺）
（申請名称は「含暉院旧書院障壁画 附 納め箱」）

5 議事概要

(1) 開会

本会議は、広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程第7条第2項に規定する定足数を満たしており、成立することを確認した。

(2) 会議の公開について

審議途中の案件であることから、教育委員会による指定可否の決定まで非公開ということとし、決定後、議事録をもって公開することとした。

(3) 議事

上記「4 審議事項」に係る文化財について、城市委員の執筆した指定調書（案）の内容について審議した。

委員からの意見をもとに、部会において協議の上、指定調書（案）を修正することとした。

《主な意見、協議内容》

- 冒頭の年代について、慶長5年（1600）まで幅を持たせることも勘案して、「16世紀末」に修正する。
- 冒頭の法量、年代にも、附指定の納め箱に係る情報を追記する。
- 【伝来】の城市氏の論文引用箇所について、誤解のないよう格天井に係る説明部分を補足する。
- 【所見】の「県指定に値する」箇所について、根拠を明確にするため、広島県有形文化財指定基準(1)、(2)及び(4)に該当することを追記する。
- 【所見】の「明治期まで続いた雲谷家」の箇所について、同段落内に御用絵師や「狩野派」等の記述があることから、「幕末まで続いた雲谷派」に修正する。
- 【別記2】の「蓮芦図（蓮池図）」「蓮芦図（芦図）」の箇所について、本文で元の画題の可能性を説明しているため、現状に即して括弧書きを削除する。
- 和暦・西暦表記の場合、「寛政11年（1799）」のように記載を統一する。

6 審議結果

- 「含暉院旧書院障壁画 附 納め箱」を広島県重要文化財に指定することは適当である。
 - ただし、指定名称は「含暉院障壁画 附 納め箱」とする。
- 以上の審議結果を会長に報告する。